

## リスクアセスメント規程（例）

### （目的）

第1条 この規程は、職場の危険・有害性を把握しそのリスクを見積もり合理的な基準のもとに優先順位を定めて的確なリスク低減対策を実施して、災害と健康障害が生じない快適な職場環境を形成し、もって事業活動の円滑な運営を行っていくことを目的とする。

### （従業員の責務）

第2条 事業所に所属するすべての従業員は、リスクアセスメント等の実施に参画し、災害や健康障害の発生のおそれのある状況を把握して指摘するとともに、事業所が定める災害防止対策を遵守しなければならない。

### （実施体制）

第3条 事業所長は、リスクアセスメント等実施統括者（以下、「実施統括者」という。）の職にあたり、次の責任と権限を有する。

- 1 リスクアセスメント等実施規程の改廃
  - 2 リスク低減措置の優先順位の決定
  - 3 リスクアセスメント等の実施における従業員の参画
  - 4 その他リスクアセスメント等の実施に係る経営的判断と対策指示
- 2 実施統括者は、リスクアセスメント等の実施を管理する者（以下、「実施管理者」という。）を選任し、その者にリスクアセスメント等の実施の進行管理を行わせる。
- 3 実施管理者は、リスクアセスメント等の実施にあたっては、各職場の「リスクアセスメント等実施一覧表」（別表5）に、作業ごとのリスクの見積もり、リスク低減措置、対応措置等を記入し管理する。
- 4 リスクアセスメント等の実施は、次の者をもって行なう。
- 1 実施管理者
  - 2 安全管理者
  - 3 衛生管理者
  - 4 作業責任者
  - 5 関係作業員
  - 6 外部の専門家（リスクの見積もり等において必要と認められるとき）
- 5 前項の作業責任者及び関係作業員については、リスクアセスメント等を実施する部門ごとに実施管理者が選定し、実施統括者が指名する。

### （実施時期）

第4条 リスクアセスメント等の実施は、次のときに行なう。

- 1 工場、事務所等建設物の新設、移転、改築、解体のとき
- 2 機械、設備を新たに設置、移転、変更のとき
- 3 原材料を新たに入れるとき、変更するとき
- 4 上記の2及び3により、作業方法・作業手順を新たに入れるとき、変更するとき
- 5 労働災害が発生したとき
- 6 危険予知活動、ヒヤリハット活動により災害発生のおそれのあるとき
- 7 その他必要なとき

(リスクアセスメント等の実施手順)

第5条 実施管理者は、前条各号について職場より連絡があったとき及び情報を得たとき、次の手順(1 2 3 4 5)によりリスクアセスメント等の実施を進める。

1 資料の入手

・実施管理者は、リスクアセスメント等を適正に行なうために必要な資料を収集する。

2 危険性有害性の特定

・資料等により危険性、有害性を特定する。特定に当たっては、定常作業ばかりでなく非定常作業についても、また、単調作業の繰り返しや深夜労働による集中力の欠如等も考慮する。

3 労働災害の発生の予測

・特定された危険性、有害性によって発生のおそれのある労働災害を予測する。

4 リスクの見積もり(リスクの評価)

・予測される労働災害が発生した場合の被災の程度(重篤度)を別表1の「負傷又は疾病の重篤度の区分表」により定める。

・労働災害の発生の可能性(頻度)を別表2の「負傷又は疾病の可能性区分表」により定める。

・上記の重篤度と頻度との組み合わせから別表3の「リスクの見積表」によりリスクの大きさを見積もる。

・リスクの大きさから、別表4の「優先度の決定表」により優先度を決定する。

5 リスク低減措置の検討と実行

・法令に定められた事項を必ず実施する。

・リスクの評価結果を踏まえ、優先度の高いものから順次、次の優先順位でリスク低減措置の内容を検討し実行する。

第1位 危険作業の除去や見直しなどにより仕事の計画段階から行う除去又は低減の措置

第2位 機械・設備の防護囲い・安全装置の設置、作業台の使用などの物的対策

第3位 教育訓練・作業管理などの管理的対策

第4位 安全带、保護マスク、保護眼鏡、保護手袋などの個人用保護具の使用

2 前項の1号の「資料の入手」の具体的方法に記載の「必要な資料」は、次のものとする。

1 「作業標準書」、「作業手順書」

これらが無い場合には、作業の概要を書面にしたもの。

2 「機械・設備等の仕様書」、「化学物質等安全データシート(MSDS)」等

機械、設備、材料等の危険性又は有害性の情報

3 機械、設備等の設置場所の周囲の状況の図面

4 災害事例、災害統計

5 その他必要な資料

3 リスク低減措置の検討及び実施は、第4条1号から4号までに掲げる事業、作業を開始する前に実施しなければならない。

4 リスク低減措置の実施後、再度リスクの評価を行い、なお残留リスクがある場合は、関係作業員に周知するとともに、次年度リスク低減措置の検討を行うものとする。(別表5の「リスクアセスメント等実施一覧表」対応措置欄に次年度検討事項として記録する。)

(安全衛生委員会への報告)

第6条 実施管理者は、リスクアセスメントを実施しリスク低減対策を終了した段階で、その内容を安全衛生委員会へ報告しなければならない。

第7条 リスクアセスメント等の実施結果については、別表5の「リスクアセスメント等実施一覧表」に記録し保存する。

附則

この規程は、平成 年 月 日より施行する。

別表1 負傷又は疾病の重篤度の区分表（被災の程度）

被災の程度		目 安
致命的・重大	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡や身体の一部に永久的損傷を伴うもの</li> <li>・休業災害1ヶ月以上のもの</li> <li>・一度に3人以上の被災者を伴うもの</li> </ul>
中程度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業災害1ヶ月未満のもの</li> <li>・一度に2人以上の被災者を伴うもの</li> </ul>
軽度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不休災害や「かすり傷」程度のもの</li> </ul>

別表2 負傷又は疾病の可能性区分表（発生の可能性）

発生の可能性（頻度）		目 安
可能性が高い 比較的高い	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの</li> <li>・かなりの注意力でも災害につながり回避が困難なもの</li> </ul>
可能性がある		<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に接近するもの</li> <li>・うっかりしていると災害になるもの</li> </ul>
可能性がほとんどない		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性又は有害性に接近することが滅多にないもの</li> <li>・通常の状態では災害にならないもの</li> </ul>

別表3 リスクの見積表

被災の程度			負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
発生の可能性（頻度）			×		
負傷 又は 疾病 の 可 能 性 の 区 分	可能性が高い 比較的高い	×			
	可能性がある				
	可能性がほとんどない				

別表4 優先度の決定表

リスク	優先度	
	直ちに解決すべき又は 重大なリスクがある ( )	措置を講じるまで作業を停止する必要がある。 十分な経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。
	速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある( )	措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。優先的に経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。
	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある( )	必要に応じてリスク低減措置を実施する。 (特段の事情がなければリスクに対する対策をとらない。)